

青森公立大学事務局規程

平成21年4月1日
規程第23号

改正	平成21年	5月規程第137号
改正	平成22年	3月規程第8号
改正	平成23年	3月規程第6号
改正	平成27年	3月規程第2号
改正	平成28年	3月規程第9号
改正	平成30年	3月規程第5号
改正	平成31年	3月規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号）の規定に基づき、青森公立大学事務局の組織、所掌事務及び職制に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に総務企画グループ及び教務学事グループを置く。

2 前項のグループにチームを置く。

(所掌事務)

第3条 総務企画グループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事項
- (2) 文書の收受、発送及び保管に関する事項
- (3) 規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) 法令解釈及び運用に関する事項
- (5) 教職員の人事、給与、服務その他身分に関する事項
- (6) 教職員の福利厚生に関する事項
- (7) 学内事務の連絡調整に関する事項
- (8) 理事会、経営審議会、教育研究審議会、部局長会議、教授会その他総務企画に係る会議に関する事項
- (9) 大学広報に関する事項
- (10) 共同研究等の交流事業に関する事項
- (11) 他大学及び他大学院との連携に関する事項
- (12) 地域連携センターに関する事項
- (13) 国際芸術センター青森に関する事項
- (14) 学内の整備、清掃及び取締りに関する事項
- (15) 施設の維持管理に関する事項
- (16) 教員住宅に関する事項
- (17) 交流施設に関する事項

- (18) 予算の編成に関する事項
- (19) 予算の執行に関する事項
- (20) 決算の調製に関する事項
- (21) 財務及び経理に関する事項
- (22) 契約の管理に関する事項
- (23) 物品の管理に関する事項
- (24) 情報システムの管理及び運営に関する事項
- (25) 情報処理に関する教育の支援に関する事項
- (26) 情報システムの利用促進に関する事項
- (27) その他事務局の運営に関する事項

2 教務学事グループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程、授業、休業及び休講に関する事項
- (2) 学生の試験、成績及び学籍に関する事項
- (3) 学生の募集、入学試験、入学、卒業及び修了に関する事項
- (4) 学生の退学、休学及び除籍に関する事項
- (5) 入学料及び授業料その他学納金に関する事項
- (6) 奨学金の貸与及び奨学生の指導に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 学割及び諸証明に関する事項
- (9) 学生の保健衛生管理に関する事項
- (10) 学生の生活相談に関する事項
- (11) 学生の宿舎斡旋に関する事項
- (12) 学生の就職指導及び斡旋に関する事項
- (13) 卒業生及び修了生との連絡に関する事項
- (14) 後援会等への支援に関する事項
- (15) 図書館における貸出し及び読書案内に関する事項
- (16) 図書館における調査研究の援助に関する事項
- (17) 図書館資料の保存及び除籍に関する事項
- (18) 図書館資料の受入れに関する事項
- (19) 図書館資料の整理、修理及び製本に関する事項
- (20) 図書館の広報に関する事項
- (21) 図書館運営委員会及び図書館資料選定委員会に関する事項
- (22) 教務学事に係る会議に関する事項

(職制)

第4条 事務局に局長を、グループにグループリーダーを、チームにチームリーダーを置く。

2 事務局に次長又は参事を置くことがある。

3 局長、グループリーダー及びチームリーダーは、上司の命を受け事務局、グループ及びチームの所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長及び参事は、上司を補佐し、事務局及びグループの事務を処理する。

5 グループに置く職員の職名は、副参事、主幹、主査及び主事とする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第137号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成21年5月19日から施行する。

附 則 (平成22年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第6号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第2号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第9号)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第5号)

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第3号）
（施行期日）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。